

◎議 事 日 程（第 5 号）

令和 6 年12月23日（月曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 承認第 3 号 専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 3 承認第 4 号 専決処分事項の承認について（令和 6 年度愛西市一般会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 4 議案第57号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第58号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第59号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第60号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第61号 愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第62号 道の駅備品（産直 P O S レジシステム）購入契約の締結について
- 日程第10 議案第63号 道の駅再整備工事（既存棟改修）請負契約の締結について
- 日程第11 議案第64号 愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第65号 愛西市佐織総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第66号 愛西市中央図書館の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第67号 令和 6 年度愛西市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第15 議案第68号 令和 6 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第16 議案第69号 令和 6 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第17 議案第70号 令和 6 年度愛西市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第18 議案第71号 令和 6 年度愛西市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第19 議案第72号 観光拠点施設建築工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第73号 道の駅再整備工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第21 議案第74号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第75号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第76号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第77号 愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第25 議案第78号 令和 6 年度愛西市一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第26 議案第79号 令和 6 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

- 日程第27 議案第80号 令和6年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第81号 令和6年度愛西市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第82号 令和6年度愛西市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第30 委員会付託の省略について
- 日程第31 議案第74号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第75号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議案第76号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第34 議案第77号 愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第35 議案第78号 令和6年度愛西市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第36 議案第79号 令和6年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第37 議案第80号 令和6年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第81号 令和6年度愛西市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第39 議案第82号 令和6年度愛西市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第40 意見書案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書
- 日程第41 意見書案第2号 国の私学助成の拡充に関する意見書
- 日程第42 意見書案第3号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書
- 日程第43 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第44 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（17名）

1番	馬 渕 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	山 田 門左エ門 君
7番	吉 川 三津子 君	9番	鬼 頭 勝 治 君
10番	石 崎 誠 子 君	11番	角 田 龍 仁 君
12番	近 藤 武 君	13番	原 裕 司 君
14番	佐 藤 信 男 君	15番	杉 村 義 仁 君
16番	山 岡 幹 雄 君	17番	高 松 幸 雄 君
18番	竹 村 仁 司 君		

◎欠 席 議 員（なし）

◎欠 番（１名）

◎地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	清 水 栄利子 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
企画政策部長	西 川 稔 君	市民協働部長	山 岸 忠 則 君
教 育 部 長	佐 藤 博 之 君	保険福祉部長	田 口 貴 敏 君
健康子ども部長	人 見 英 樹 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君
上下水道部長	山 田 英 穂 君	消 防 長	伊 藤 規 雄 君
人 事 課 長	加 藤 貴 也 君	社会福祉課長	水 野 裕 公 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲 尾 和 彦	議 事 課 長	長谷川 努
書 記	村 瀬 俊 彦	書 記	秋 田 郁 哉

午前 9 時30分 開議

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

まず初めに、本日追加議案について、本日開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（佐藤信男君）

本日、早朝から議会運営委員会のほうを開催しました結果、議案のほうの追加のお話がありました。内容につきましては、議案第74号から議案第82号、それから意見書の関係につきましてもありました。

以上、報告させていただきます。

○議長（近藤 武君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1 ・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（近藤 武君）

日程第 1 ・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託をしました議案等につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第 1 項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務文教委員長、報告をお願いいたします。

○総務文教委員長（山岡幹雄君）

総務文教委員会委員長報告をさせていただきます。

総務文教委員会の結果を報告いたします。

総務文教委員会は、12月16日午前 9 時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいております。

承認第 4 号：専決処分事項の承認について（令和 6 年度愛西市一般会計補正予算（第 6 号））、主な質疑で、今回の衆議院議員総選挙の執行に伴う予算の補正額3,560万のうち、県支出金による歳入は2,000万となっており、選挙費用の全額が補填対象とならないのかとの質疑に対し、県支出金の対象とならない部分もあり、備品購入等は割合において補填となる。最終的に、数値の確定に基づいて補填されるとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論はなく、採決の結果、承認第 4 号は全員賛成で原案のとおり承認されました。

議案第57号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第59号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまでは一括審議いたしました。

質疑はなく、反対討論、賛成討論があり、採決の結果、議案第57号から議案第59号はいずれも賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第66号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定については、主な質疑で、今回の指定管理者の公募に対し5団体の応募があったということであるが、3番目、4番目の選定結果の点数は何点であったか。また、図書の購入はどうなっているかとの質疑に対し、指定管理の選定結果は、3番目は120.21点、4番目は114.6点でした。図書の選書は生涯学習スポーツ課の決裁を必要とし、図書の購入契約も市が行っているとの答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第66号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第67号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第7号）については、主な質疑で、10款教育費について、中学校費のみに光熱水費の補正予算があり、小学校費にないのはなぜか。また、修繕費について障害のある児童・生徒が入学する際の設備はとの質疑に対し、今回の光熱水費の補正予算は、立田中学校体育館と佐織中学校の空調のガス料の補正予算である。小学校・中学校の施設修繕工事については、障害のある児童・生徒の入学に合わせて必要な整備を行うとの答弁でした。また、需用費の印刷製本費の巡回バスのダイヤ変更による時刻表の配付方法と部数は。新設のバス停場所はあるかとの質疑に対して、時刻表は全戸配付とし、3万3,000部を予定している。新設のバス停はまだ確定していないが、3か所予定しているとの答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第67号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、当委員会に送付されました陳情について審査いたしました。

陳情第22号：定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書、陳情第24号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書、陳情第25号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書について審査いたしました結果、いずれも全員賛成で採択されました。

後ほど、陳情第22号、陳情第24号及び陳情第25号は、委員会として陳情に関する意見書案を提出させていただきますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、報告を終わります。

○議長（近藤 武君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、建設福祉委員長、報告をお願いいたします。

## ○建設福祉委員長（馬淵紀明君）

それでは、建設福祉委員会の委員長報告を行います。

建設福祉委員会は、12月17日午前9時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいております。

承認第3号：専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）、質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、承認第3号は全員賛成で原案のとおり承認されました。

議案第60号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について、主な質疑では、国・県に対してどのような内容、要望を考えているのかの質疑に対し、直近では未就学児に対しては5割軽減があるが、子供18歳までの拡大、また国民健康保険制度への支援を国へお願いしているとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論それぞれあり、採決の結果、議案第60号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第61号：愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正については、質疑の後、反対討論、賛成討論はなく、採決の結果、議案第61号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第62号：道の駅備品（産直POSレジシステム）購入契約の締結について、主な質疑では、POSレジをアップデートするときにはどのようにするのかの質疑に対し、アップデートが必要になった場合の費用については市が負担するとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、議案第62号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第63号：道の駅再整備工事（既存棟改修）請負契約の締結について、主な質疑では、工事金額の詳細はの質疑に対し、レストランを管理事務所へは約5,800万円、産直売場等をフードコート、男子トイレ等の改修は約1億7,700万円程度、既存トイレを女子トイレは約8,800万円程度との答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、議案第63号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第64号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の指定管理者の指定について及び  
議案第65号：愛西市佐織総合福祉センターの指定管理者の指定については一括審議いたしました。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、議案第64号、65号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第67号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第7号）のうち、当委員会に付託を受けました部分について、主な質疑では、3款2項2目児童措置費、施設型給付費について、近隣で希望する園に入園ができているのか、兄弟一緒に入園ができているのかの質疑に対し、当初の申込みをしていただければ市内の園には入園できると答弁。当初でなかったらどうなのかの質疑に対しては、途中で申し込まれた場合、希望の園に入れないケースもあるが、市からどこ

かの園には案内できるし、もう少し園に入るのを待つという方もおり、様々なケースがあるとの答弁でした。

6款1項3目農業振興費、負担金、補助及び交付金で、環境保全型農業直接支払交付金の対象件数、また今回は補正予算だが途中で交付されたのかの質疑に対し、対象は1件で、途中で認められて交付されるものであるとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、議案第67号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第68号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第71号：令和6年度愛西市下水道事業会計補正予算（第3号）までは、質疑、反対討論、賛成討論なく、採決の結果、議案第68号、69号、70号、71号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第72号：観光拠点施設建築工事請負契約の締結について、主な質疑では、今回予定価格を公開した理由はの質疑に対し、予定価格の事前公表の基準は、愛西市建築工事及び設計コンサルタント業務における事前公表実施要領で、入札指名業者審査委員会を選定すると定義されており、今回は9月26日に行った入札指名業者審査委員会において一般競争入札で行うこと及び予定価格の事前公表などを決定したからの答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第72号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第73号：道の駅再整備工事請負契約の変更契約の締結について、質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第73号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、当委員会に送付されました陳情第23号：介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について審査いたしました結果、賛成少数で不採択とされました。

以上、委員長報告を終わります。

#### ○議長（近藤 武君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・承認第3号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第2・承認第3号：専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、承認第3号：専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）、

賛成の立場で討論いたします。

この損害賠償事故のことについては、定期的な訪問を行っているときの信号交差点での追突事故についての和解の成立と額の決定ということになっております。

まず、繰り返さないためにも、市有車の運行管理をしっかりと行うことが必要であるというふうに考えます。現在は対面で運転者の状況を確認し、アルコール検知器による呼気の確認を行っているということですが、客観的に健康状態を確認するためにも、睡眠時間の記録、また運行後に事故防止のためのヒヤリ・ハットの報告などを付け加えることを求めたいと思います。睡眠が不足しているときには運転の中止をさせることや、運転が終了してからのヒヤリ・ハットの有無を報告させることにより、どこで事故が起こりやすいところかを思い返し、確認することにつながります。今回のように、定期的な運行をするときには特に必要なことであると考えます。法定のチェック項目だけの最低限の項目ではなく、運転手の状況を客観視できる運行管理を行うことを求め、賛成といたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、承認第3号を採決いたします。

承認第3号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、承認第3号は承認することに決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・承認第4号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第3・承認第4号：専決処分事項の承認について（令和6年度愛西市一般会計補正予算（第6号））を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

御意見なしですね。

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、承認第4号を採決いたします。

承認第4号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、承認第4号は承認することに決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第57号から日程第6・議案第59号まで（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第４・議案第57号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから日程第６・議案第59号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを一括議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、６番・山田門左エ門議員、どうぞ。

○６番（山田門左エ門君）

議案第58号を反対の立場で討論いたします。

愛西市の財政力指数は、周辺の自治体と比べてもはるかに低いので、県下では下から２番目でございます。市長、副市長の年間報酬が、このような周辺自治体よりも多くなることは合理性がないので、反対いたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、７番・吉川三津子議員、どうぞ。

○７番（吉川三津子君）

では、議案第57号の愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから第59号の愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

市民の生活は、物価高騰で大変厳しい状況にあります。人事院勧告の2.76%を基に、市長、副市長、教育長、議員の報酬を引き上げるものです。今回の改正は県下４市のみ、物価高で不安定な時期に値上げをすべきではないということを私は感じております。

この12月議会で上程をされているのは、津島市、知立市、田原市、そして愛西市のみ。スーパーに行けば驚くほどの物価高で、野菜は簡単に口に入らない状況です。市民の暮らしが不安定な中、今値上げをすべきではないと私は考えます。

そして、生活保護世帯、学校のことなどについても課題が山積です。生活保護の世帯は、物価高で厳しい生活になっています。食べ物だけでなく、住宅扶助費は値上げされず、一方で家賃は値上げで、扶助費の上限で住宅が見つかりにくくなっています。愛西市は市営住宅を持たないにもかかわらず、セーフティネット法で取組ができる家賃補助にも取組ができていません。格差社会の中、厳しい生活の方への支援が届いていません。また、子供たちは雨漏りやペンキが剥げた学校で暮らしをしています。給食の量が少ないといった子供の声も届いています。物価高のせいではないでしょうか。

また、私たち議員は、今年度から政務活動費を年間20万円いただくようになったばかりです。今まで毎月報酬から支出していた活動費でしたので、私にとっては大変助かっておりますが、家計簿上、生活費の実質上の引上げというか、生活費の支出が減っております。この時期に政務活動費の仕組みをつくり、さらに議会報酬を値上げすることは市民に認められるものではありません。市長三役、議員は市民の方々と労働条件が違います。市長はじめ三役は、職員と同様、年金や健康保険の制度に加入しており、さらに４年ごとに多額の退職金いただける立場

です。そして、私たち議員には年金も健康保険制度も退職金制度もないのですが、議員の仕事以外に仕事を持つことができます。

こうした背景を加味しないまま、人事院勧告そのまま持ち込むことは間違っていると私は考えますので、以上4点から反対といたします。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第57号から59号に対しての反対討論を行います。

今回の報酬及び給与の引上げに関しては、報酬等審議会の答申に基づき2.7%引き上げるものとなりました。報酬審議会の答申そのものについては、やはり尊重すべきものであると思いますが、やはり今の現状、市民の暮らしを考えると、いまだに景気もなかなか改善している状況ではなく、逆に物価高騰で市民の生活が苦しい中で、また今議会では5年間で1.5倍にするという国民健康保険税の来年度分の引上げが提案されるなど、市民負担を求めている中で、今回報酬、給与を引き上げることにやはり賛成できるものではありません。

以上の理由から、議案第57号、58号、59号に対して反対をいたします。

○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、3番・中村文武議員、どうぞ。

○3番（中村文武君）

それでは、57号につきまして賛成の立場で御意見させていただきます。

議員報酬について、市民感情からも、給料も上がらない中、年金も上がらないのになぜ議員だけという批判があることも承知をしております。一方、年金等も物価に合わせて僅かにスライド上昇しておりますし、議員も正直物価高の影響も受けます。若い世代として、子育てなどの生活をサポートしていかないといけない実態もございます。また全国では、20代で政治家になりましたが、やはり子供を持ち、生活できず辞めていった仲間も全国ではおります。

先ほど副業できるという御批判もありましたが、もともと自営業をしております議員になられた方は、ある程度軌道も乗っており、収入もしっかりある方も見えると思いますが、一方で、今の日本の制度上、私のような公務員をしていた人間にとっては、裸一貫で政治を目指し、世の中を少しでもよくしたい人間にとって、政治の本分を置いておいてもう一つの仕事をすることは容易ではありません。

そういった中で、公務員が議員になることがもし今の制度でできるのであれば、辞めずに報酬無料でもいいと思いますし、そういった新たな制度もつくらなければいけないと思いますけれども、我々は辞めなければいけなかった。この議場の中にも4名、元職員がいらっしゃると思います。こういった愛西市は少し多いと思いますけれども、日本全国、その中でやはり議員になれる人は少ないでしょう。私は公務員を16年やらせていただきまして、民間も、会社員もやりましたし、それも含めて民間の経験は約5年程度です。民間の方はやる気もあり、行

動力もあるという一般的な声もありますけれども、そこはやっぱり利益が出るか出ないかというところの行動の原本があると思います。私は公務員を16年やってきて肌感覚で思っていることは、公務員の方々は皆さん心底本音で、心から何とか地域の役に立ちたいと思っている方がたくさんいらっしゃいます。立場上なかなか言えないことも多いです。そういった方々がまた議員になることができれば、本当に地域の役に立つことができるというふうに思います。そういった土壌は我々議員がつくらなければならないという思いであります。

ある政治家はこう言いました。法律をつくったのは人間だと。変えるのも人間。だったら、それを変える立場になりなさいと。だから、私はこの職業をあえて選びました。これは、公務員の方が全てそう思っているという意味ではありません。本当にやる気のある方々が、生活の不安もなく議員に立候補できる土壌を我々はつくらなければいけないと思っています。もちろん一方で、報酬目当ての方が選挙へ出るということも否めません。しかし、そこは市民共々我々が真に見る目を養い、選ぶことこそ真の民主主義ではないかと思っています。

こういった意見を申しまして、賛成の立場で議員報酬の改定には賛成します。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、14番・佐藤信男議員、どうぞ。

○14番（佐藤信男君）

それでは、議案第57号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をします。

本市の財政状況は、決してよい財政状況とは思えません。しかしながら、財政健全化判断比率に基づくと、少なからず健全性を維持しております。また、今後のことを想定すれば、社会保障関連経費などの増額に対応せねばなりません。厳しい状況には変わりはありません。

一方で、本市の議会活動は、合併以後、年を重ねるごとに複雑かつ多岐にわたり、またさらに広範囲になってきております。当然、議員は市民の代表として多様なニーズに応えなければなりません。市政発展のために活動し、その重責を果たすために努力をしなければなりません。

したがって、その対価となる給料等は、重要な担い手の育成や確保のためにも引き上げることは必要だと考え、適切な判断だと思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第57号を採決いたします。

議案第57号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第58号を採決いたします。

議案第58号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第59号を採決いたします。

議案第59号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第7・議案第60号（討論・採決）

### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第7・議案第60号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

### ○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第60号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

職員の皆さんが県の仕組みに合わせるために大変苦勞されていることはよく理解ができます。しかし、中小企業の賃上げ率は4.01%、年金の値上げ率は2.7%です。そして、支出に当たる食料品の物価上昇は4.2%と賃金値上げ率を上回っています。そして、この国民健康保険の加入者の半数が定額措置を受けている低所得者に当たります。こうした定額措置を受けている方でさえ、10%を超す値上げはあり得ないと考えます。職員の方々の知恵を絞っての努力はよく理解していますが、議員として、この国保制度が破綻しており、国の責任で対策すべき問題であることを訴えるためにも、私は反対いたします。

### ○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

### ○4番（河合克平君）

では、議案第60号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

物価の高騰は止まらない状況であります。現在の被保険者の負担を増やして国保特別会計を維持していくということに固執する運営はやめるべきであります。被保険者の半数は低所得者世帯であり、42.28%は法定減免の対象となっています。国民健康保険法は、第1条でこの法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするとしています。厚生労働省のホームページには、社会保障制度とは国民の安

心や生活の安定を支えるセーフティネットであるとしています。

社会保障制度として、国民皆保険制度を守っていくためにも負担の軽減は必要であります。地方交付税による地方財政措置も行われているところであります。地方交付税は何に使ってもいい財源であるなら、なおさら市民のセーフティネットのための充実に使うべきではないでしょうか。激変緩和だけのための市の繰入れではなく、市民の負担軽減となる継続的な繰入れを国や県に求めるとともに、すぐできる市の継続的な独自の減免が必要ではないでしょうか。

令和5年度から令和10年度まで、実に50%を超える値上げを行おうとしていることが大変問題です。令和5年は1人平均9万5,375円でありましたが、令和10年には15万7,824円の予定となるということも質疑の中で分かりました。今でも負担が大変なのに、例えば3人世帯で単純に1人平均を3倍すると28万6,125円が令和10年には47万3,472円となり、18万7,347円の値上げとなります。国民健康保険は9回の納付なので、1回当たり平均で2万円以上値上げがされる、負担の増加となるというのが今回の値上げ、令和10年までも含めて値上げとなることとなります。

今行うべきは、10年、20年先のための道の駅周辺整備ではなく、今起きている市民のためのセーフティネットである国民健康保険制度の負担軽減を行うため、市独自に減免、市独自の繰入れをしっかりと行っていくことが必要であるということを求め、反対いたします。

#### ○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、13番・原裕司議員、どうぞ。

#### ○13番（原 裕司君）

議案第60号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

1961年に国民皆保険制度がスタートし、63年がたち、人口減少、少子高齢化が進む中で、国民皆保険制度をどのように維持していくかが課題となっています。

国は、持続可能な医療保険制度の確立を図るため、国民健康保険をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化など、措置を講ずる改正が平成27年5月27日に法律が成立され、平成30年4月1日から施行されています。

改正による国民健康保険の安定化については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保、国保運営に中心的な役割を担うことになりました。これを受け、都道府県は毎年厚生労働省の定めるところにより、都道府県内の全ての市町村の保険料率の標準的な水準を示す指数を算定し、市町村に基準保険料を通知することになりました。

また、都道府県と市町村との連携が図れるよう、両者の権限及び責任を明確にするとともに、国民健康保険事業費納付金の納付等が円滑に行われるよう必要な措置を行い、併せて市町村の保険者機能や加入者の利便性を損なわせることのないよう、円滑な運営に向けた環境整備を確実に進めること、また都道府県内の保険料負担の平準化を進めるに当たっては、医療サービス

の水準に地域格差がある現状を鑑み、受けられる医療サービスに見合った保険料負担とならないよう配慮することが上げられています。

国民健康保険は小規模な保険者が多く、被保険者数約3,000人未満の小規模な保険者は、令和3年度時点で全保険者の約3分の1を占めております。特に小規模な保険者においては、高額な医療費が発生した場合、保険料が変動し、財政運営面が不安定になります。財政運営の責任主体である都道府県が市町村の国民健康保険事業費納付金を算出する際、単年度ではなく、直近3か年平均の医療水準を反映することで保険料の変動は一定程度抑制されるようになったものの、高額な医療費の発生について市町村単位で保険料に反映する場合、依然としてその影響が多いという課題があります。

愛西市においても、国民健康保険の加入世帯数及び被保険者数が減少傾向に比べ、1人当たりの高額医療を含む保険給付費は増額傾向であることから、収支のバランスが崩れることにより、令和2年度末に約3億3,700万円あった国民健康保険支払準備基金の取崩しが行われ、5年度末には2万2,000円となりました。令和5年度には2億9,000万円を一般会計からの一時繰入れを行い、国保財政の運営がなされています。現在の市の状況では、市の定める保険料率では国保財政の運営は健全とは言えない状況にあります。

愛西市の国保財政改善策として、保険料率を低所得者層の階層の見直しに配慮しつつ、激変緩和措置を設けた上で毎年保険料の見直しを行い、健全な国保財政運営を目指しながら、最終的には愛知県が示す保険料水準に移行する措置を取っています。今後、愛西市内の保険料率水準の統一を求めることとなりますが、医療費水準を市町村単位で保険料に反映させるのでは、県単位で保険料に反映させることになるため、やはり医療水準の変動も緩和すると考えられます。

既に後期高齢者医療制度や国民健康保険協会管掌保険料については、都道府県単位の保険料となっております。こういったことは、さきの建設福祉委員会の中での答弁においても安定をするというようなことが明らかになってきております。これまで愛西市は、県内が示す保険料率より低い料率で運営がされてきました。さきに述べた現在の国保財政状況を考えれば、保険料の見直しを保険加入者においても理解をしていただく必要があると思います。また、今後の市町村の水準統一に向けた動向を注視しつつ、国民健康保険の安全・安定化を見据えた保険料率の見直しを進めていただきたいと思います。

以上の事柄をもちまして、議案第60号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正については賛成といたします。

○議長（近藤 武君）

次に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

○6番（山田門左エ門君）

賛成の立場で討論いたします。

愛西市国民健康保険税条例によって、住民が支払う税収は毎年赤字となり、とうとう基金が底をつくこととなっています。税収の不足分を一般会計からの繰入金で賄っていること、周辺

自治体と比較しても住民の負担額が比較的低く抑えられているので、保険税の値上げはやむなしと判断します。ただし、令和10年までに健全化することを目標とするのではなく、経済状況によって延長することも視野に入れていただきたい。また、負担が多くなり家計が苦しくなっている家庭については、別の扶助費で助けるべきであると思います。

こういったことで、条件付の賛成といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、11番・角田龍仁議員、どうぞ。

○11番（角田龍仁君）

それでは、議案第60号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

現在の物価高騰の状況の中、市民の負担を上げることは心苦しいことですが、これまで近隣市町村より低く抑え、耐えていただいた現状、また基金が2万2,000円と底をついている現状を鑑み、改正に賛成いたします。

ただ、国民健康保険のみ高騰していく現状を見ると、国保から厚生年金に移行していきたいという潜在的なニーズが増え、現状も今後変わってくるだろうということを予想すると、社会保障全体の在り方を考える必要があると思います。そういった大きな国の制度をどうするかも、市議会でも検討や要望をするなど、我々も考えていかないといけない状況に来ているということを再認識し、医療単価や薬価単価を引き下げ、病気にならないよう予防に努めるような施策を進めるなり、考えていかないといけないということをお伝えし、賛成といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第60号を採決いたします。

議案第60号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第61号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第8・議案第61号：愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

最初に、2番・佐藤旭浩議員、どうぞ。

○2番（佐藤旭浩君）

では、議案第61号：愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

本条例は、本市2年目となる市の企業誘致の施策によるものであり、西條工業団地の地区計画は将来の市の自主財源確保と雇用促進に大きく貢献するものと考えております。また、約13ヘクタールの工業用地の創出については、市の企業誘致の施策に伴い、多くの地権者の方々の十分な理解と協力があって進むものであると思われま

す。本地域は、弥富インター、国道155号に近接するという広域交通の利便性の高さから、産業拠点としての立地、ポテンシャルが高い地域として、市が計画的に製造業に関する工場、また流通業務の施設を誘致するものであります。

今回の条例は、優良な工業地を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度等を定め、区域の整備開発及び保全の方針が示されております。議案質疑の中でもありましたが、市江小学校の通学路については、工業団地の造成に伴い通学路を変更し、安全対策を万全として事業を進められているという状態が分かりました。地域と市と立地企業者の3者の信頼がなくては、この企業誘致は成功とは言えないと思います。地域の理解を深め、優良な工業団地として周辺環境と調和に留意しつつ、市の未来を見据えた自主財源の確保、地域の雇用の促進がなされることを期待しております。

以上のことから、議案第61号：愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について賛成といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第61号：愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

今回の地区計画については、西條地区を追加するというのが今回の条例の内容になります。地域住民の方と既に契約も完了していることや、道路状況がよく、一般住戸にも配慮ができる場所である。また、心配されている通学路についても、地域の方との話し合いもされているということが質疑の中で確認ができました。

今回の企業誘致については、県企業庁が行っていくということですが、この企業誘致を進めるための負担が、市に対して県から負担を押しつけるということがないようにしていただきたいと考えます。市が必要以上に負担を行いながらするというのではなく、県企業庁に必要な負担を求めていくことが必要であるということを添えて、賛成といたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第61号を採決いたします。

議案第61号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第62号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第9・議案第62号：道の駅備品（産直POSレジシステム）購入契約の締結についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

○6番（山田門左エ門君）

議案第62号を反対の立場で討論します。

道の駅のPOSレジシステムの購入については、本来備品の扱いになっているものは事業者が持ち込むものであり、市が無償で提供するようなものではない。また、この備品を市が購入すれば所有者は市となりますが、一方、事業者の要望で改修する場合、事業者が負担するという説明では納得できるものではありません。愛西市が提供するのであれば、事業者に使用料を請求すべきものであります。

以上の理由から、反対の立場で討論します。

○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第62号：道の駅備品（産直POSレジシステム）購入契約の締結について、反対の立場で討論いたします。

この後、道の駅に関する議案が多数出ておりますが、ここでまとめて討論をしたいというふうに思っております。

そもそも道の駅の事業に対して反対でございます。産直施設のリニューアルについては賛成の立場でありましたが、全て一括で事業が進んでいるということで、反対の立場で討論をさせていただきます。

低所得の方々の負担が増え、昨日の朝日新聞の1面にもありましたが、子のいない男性の単身世帯の人口が増えて孤独死が増える可能性についても警鐘が鳴らされていました。また、今議会の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、地震により相続されていない空き家が復興に悪影響をもたらすことも報道されていました。今後、さらに独り暮らしの高齢者が増えますが、老人施設への入所には月当たり約20万円もかかることから、在宅介護の高齢者がかなり増えるはずです。しかし、介護従事者は減る一方です。市民に必要な民間福祉事業者を誘致し、用意するのも市の役割です。こうした先を見越した市民の生活課題に対し、対策と税投入が遅れているのが愛西市の現状ではないでしょうか。

施設に入りたくても入れない、介護サービスも十分に受けられず、本当に悲惨な生活を独りでされている高齢者がたくさん出てきています。市民活動の中から、そういった方たちの接点が大変増えているのが今の愛西市の現状であります。

道の駅に50億円の税金投入をするならば、こうした方々の支援に回すのが当たり前ではないでしょうか。50億円の税金だけでなく、優秀な職員の労働も今投入されているのが、今の時期の愛西市の現状です。今やらなければならないことは何かを考えた場合、決して道の駅の事業ではないと私は考えますので、この議案に反対をいたします。

そして、建設福祉委員会の審議の中で、先ほどもPOSレジのカスタマイズのことが今討論の中で出てまいりましたが、紙幣が替わったりした時のカスタマイズについては、市がやるというのは理解ができましたが、例えばこの指定管理者が運営方法を変えた場合、プリペイドカードをつけたりとか、顧客管理をしたりとか、そういった時のカスタマイズはどうするのかという意味で質問いたしましたが、明快な答弁はありませんでした。

契約におきまして反対の立場ではありますが、しっかりとどちらが負担するかの判断をしていただくことを反対討論でありながら要望いたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

**○4番（河合克平君）**

では、議案第62号の道の駅備品（産直POSレジシステム）購入契約の締結について、反対の立場で討論いたします。

50億円の巨額投資の道の駅周辺整備を行うこの今回の施設の備品購入に係る契約になりますので、この契約自体反対であります。

農産物直売所のPOSレジ購入に1,518万円をかけて契約するということでありますが、この費用は、道の駅周辺整備事業の内容、50億円に含まれていない新たな費用となっています。また、このシステムについての維持管理やメンテナンス費用については指定業者が負担するとしています。

先ほどもありましたが、所有は市、負担は指定業者では、お互い責任をなすりつけ合うような状況となり、しっかりと管理ができるかどうかということについては非常に不明なことであるというふうに考えます。また、そもそもこのPOSレジシステムについては指定管理者が導入すべきものであります。

以上の点で、道の駅周辺整備事業は一旦立ち止まって事業の見直しを進めることが必要と考え、反対といたします。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、3番・中村文武議員、どうぞ。

**○3番（中村文武君）**

それでは、議案第62号：道の駅備品（産直POSレジシステム）購入契約の締結について、賛成の立場で討論させていただきます。

この議案につきまして、入札について入札参加者も多く、落札価格も予定価格より大きく下がったことを評価させていただきます。また、落札者も市場のシェアの多い会社で、使いやすさも非常にいいと思いますので、そのことを評価いたします。

私も耕作放棄地を幾つか耕させていただき、2か所ほど、本当に時々ですけれども、納品させていただいて、この落札者のシステムとそれ以外の方のシステムと両方使わせていただいていますけれども、やっぱりこの落札者のシステムについて非常に使いやすく、メールの連絡も必ず1日3回来るといようなことも肌感覚として把握しており、非常にいい業者であるかなというふうに思います。

ただ、先ほど反対者の方の答弁でもございましたように、本来であれば事業者が用意するという意見も一部理解はできます。その意見に対して市のほうは、そもそもこれは市の施設でありますので、市が用意するべきものだというふうに理解もしまして、管理者も替わり得ることもありますので、それは市の理屈も一定程度理解できますので、その意見についても市の意見を賛同したいと思います。

ただ、市が、利用した分だけ6番・山田議員さんは使用料を徴収すべきだというふうな御意見もありましたが、私はその意見は別で、それであるならば、愛西市内の農家さんの手数料をもっと安くするべきだというふうに私は思っております。市の税金を使ったものなので、市の方に還元するべきであるだろうという点を主張させていただきまして、賛成討論といたします。以上です。

#### ○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第62号を採決いたします。

議案第62号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第63号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第10・議案第63号：道の駅再整備工事（既存棟改修）請負契約の締結についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

○6番（山田門左エ門君）

議案第63号を反対の立場で討論いたします。

道の駅再整備工事については、以前にも指摘したとおり、既存の商工会館を産直施設に転用して使うべきであり、商工会館がこの場所にある必要性はありません。愛西市は、建物の有効活用や市の財産を大事に使うことが使命であります。住民が納めた税金が効果的に使われていないので、反対いたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第63号：道の駅再整備工事（既存棟改修）請負契約の締結について、反対の立場で討論いたします。

50億円の巨額投資の道の駅周辺整備工事の既存棟の改修工事の請負契約でありますので、反対であります。

その内容は、既存棟の改修に4億260万円をかける請負契約になっています。およそ1億7,000万円のトイレ、8,000万円のトイレ、またその他管理事務所を造る、フードコートを造るなど、高額な改修になる状況であります。

高額な4億円の投資をする一方、市の収入は10年で4,000万円、1年で400万円を見込んでいくということが議会の中でも指定管理者業者の審議の中で明らかになっています。400万円とすると、4億円を満たすためには100年かかるという巨額な投資をしようとしているのであります。全てが指定管理者からの収入で賄うというわけではありませんが、将来の負担が多大になっていくということが目に見えて分かっている状況でありますので、そういった将来負担をこれから将来の市民が負担をしなければならないという内容が、この道の駅再整備工事の既存棟改修請負契約になります。

多額な改修工事については凍結し、事業計画を見直すことを求め、反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許します。

3番・中村文武議員、どうぞ。

○3番（中村文武君）

それでは、議案第63号：道の駅再整備工事（既存棟改修）請負契約の締結について、賛成の立場で討論させていただきます。

こちら建設福祉委員会において、いろいろ改修の内容の内訳をお聞かせいただきまして、坪単価46万円からのトイレ工事、それから撤去費用込みで93万円のトイレ工事など、非常に高額ではありましたものの、財政措置につきましても合併特例債を利用できるということで、この合併特例債は皆さん承知のとおり、7割交付税措置されるような有利な特例債でございます。そういったこともありますし、具体的に各施設のほうもお伺いさせていただきましたけれども、非常に高品質なものを想定しており、来場者が快適に過ごせるということを目的としているこ

とも分かりました。ファミリールーム等も設けられておりますし、バリアフリートイレもしっかりとあるということもお伺いさせていただきました。

その中で、委員会において、議案質疑では主にドライバーの休憩利用というような答弁もございましたけれども、やはりそこは質のいい椅子を用意しているというようなことのほかから、愛西市を代表するような施設として、より多くの方に来てほしいという答弁もありました。やはりこれから人口を増やしていくには、交流人口を増やしていくということは非常に大事なきっかけになりますので、そういった意味からでも、この施設改修は必要じゃないかなというふうに思っております。

また、その中で、インクルーシブ遊具と車椅子駐車場のところから、雨天時のトイレ等への動線について、容易に車椅子利用者の方は傘を差すことができない中、雨にぬれず、どうやって移動するかというようなことについて、そういった背景で設計変更などはできないかというようなことをお伺いした内容につきましても、継続的に検討、協議していただくという御答弁もありましたので、そういった協議を引き続きしていただきまして、いかにしてユニバーサルデザインの道の駅を造るかという視点を引き続き考え、検討していただきながら施行していくことを期待しております。

以上のことから、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第63号を採決いたします。

議案第63号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第64号及び日程第12・議案第65号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第11・議案第64号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の指定管理者の指定について及び日程第12・議案第65号：愛西市佐織総合福祉センターの指定管理者の指定についてを一括議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第64号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の指定管理者の指定について及び議案第65号：愛西市佐織総合福祉センターの指定管理者の指定についてについて、反対討論を行います。

私たちは、福祉や教育などの支援サービスを行う公共施設については、市が責任を持って直営で運営すべきであると考えます。指定管理については、市にとっては運営コストを下げるメリットはありますが、しかし、それは本来市が雇用すべき人員を運営する管理者が安く雇用している点が大きいですし、また指定管理期間があるため雇用も不安定になります。そうした雇用者の問題や運営の問題についても、運営責任が管理者になってしまう点がありますし、市が直接市民の状況を知る機会を減らし、そうしたこれまで運営してきたサービスのノウハウを失うことにもつながっていきます。

こうした点から、指定管理の問題がある中で、今回老人福祉センターを指定管理にさらに継続してやっていくこととなります。老人福祉センターは、市内の高齢者の健康と福祉サービスを担う拠点でもあり、今回の議案第64号、議案第65号については反対といたします。

○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許します。

10番・石崎誠子議員、どうぞ。

○10番（石崎誠子君）

議案第64号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の指定管理者の指定について並びに議案第65号：愛西市佐織総合福祉センターの指定管理者の指定について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回選定された指定管理者候補者は、双方ともこれまでの約5年間で築いた実績に加え、独自の視点を生かした提案がされています。

まず、佐屋老人福祉センターのコニックス株式会社については、事業者が管理運営する他の施設において実際に発生した事案を取り入れた内容をはじめ、多様な研修が計画されており、職員教育に重点を置く姿勢が見受けられます。また、看護師資格を持つ職員を常時配置する体制は、万が一の事態に備えた非常に重要な対策であります。そして、長年の懸案事項であった南館1階については、歌と音楽をテーマとした介護予防教室に活用されることで、さらなる健康増進や新規利用者の拡大が期待できます。

次に、佐織総合福祉センターのホームックス株式会社については、認知症予防に効果があるとされるeスポーツの導入や高齢者が担い手側として活躍できる生きがいづくりなど、介護予防につなげる創意工夫がなされています。また、利用者が地域の児童館の子供たちや文化会館を拠点とする団体との交流機会は、高齢者に新たな活力をもたらし、ひいては地域全体の活性化に寄与することが期待できます。

以上の理由から、双方の事業者ともに、民間事業者だからこそできる柔軟な発想でサービス向上に努めていただけると判断いたしました。この2つのセンターは、高齢者の利用が特に多い施設であるため、緊急時の対応が不可欠であります。危機管理体制や防災対策など、より一層の強化を図り、さらに安全・安心に利用できる市の老人福祉施設としていただくことを求めて、賛成討論といたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第64号を採決いたします。

議案第64号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第65号を採決いたします。

議案第65号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決決定いたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時50分いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第66号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第13・議案第66号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第66号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定について、反対の立場で討論いたします。

図書館法では、図書館とは図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査・研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設としております。地域の情報を収集し保存すること、そして市民の教養等を高めるためにどんな書籍がふさわしいかの選書をし、利用を促していくことが役割であります。といった意味で、図書館は指定管理者制度にふさわしくないというのが私の考えであります。

以前も、2010年ぐらいに図書館の指定管理については国会でも議論になったことがあります。当時の総務大臣は、図書館は指定管理者制度にはふさわしくないという発言をした経緯もあります。今回、書籍販売の企業の公募参加もあったのではないのでしょうか。図書館は貸本屋ではありません。本来の役割を果たすには直営であるべきと考えますので、反対いたします。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第66号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定について、反対討論を行います。

議案第64号、65号と同じく、愛西市中央図書館を市が責任を持って直営で運営すべきだと考えています。特に愛西市は小学校に学校司書が配置されておらず、こうした学校図書も含めて、やはり見ていけるような専門的な図書館司書も必要です。そうした点からも、やはり市が直営で図書館を運営していくことは重要だと考えます。

こうした点から、議案第66号に関しては反対といたします。

○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許します。

3番・中村文武議員、どうぞ。

○3番（中村文武君）

それでは、議案第66号について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の指定管理者候補の指定につきまして、いろいろ私のほうでも図書館運営について調べさせていただきました。今回の候補者は、津島市立図書館と同一運営であり、あちらのほうは規模や開館日数や利用者等も比較的多いというような実績になっております。そういったことも参考になるだろうということで委員会等でも質問させていただきまして、具体的に津島市立図書館で実施していることも横展開するというような御答弁もありました。

徐々にいいところを取り入れていただきまして、開館時間や日数等も増加していただきまして、よりよい図書館づくりをしていただくことを期待しまして、賛成討論といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第66号を採決いたします。

議案第66号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第67号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第14・議案第67号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第7号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○7番（吉川三津子君）

議案第67号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について、反対の立場で討論いたします。

建設福祉委員会では賛成いたしました。総務文教委員会に付託された66号の図書館の指定管理事業が含まれていることが反対の理由であります。その他については賛成をいたしました。が、課題について幾つか考えるところがありますので、発言のほうをさせていただきたいと思っております。

最初に学校のことです。学校の老朽化への対応が遅れていることはもちろん、基本的なバリアフリーもされていないことが質疑の中で明らかになりました。子供を教育する場でできていないということには大変驚きました。学校は、保護者にもこのバリアフリーが必要な方がいらっしゃると思います。公共施設全体の見直しを直ちに求めます。

そして、平成15年から指定管理者制度ができて、20年たつての課題についてです。今回も老人福祉センター、図書館等の指定管理が出てきておりますが、今のままの進め方でいいのかということで、昨日ちょうど指定管理者制度の勉強会があり、参加してまいりました。やはり知恵を絞りながら、この指定管理者制度、私は反対しているわけではありませんが、この進め方というのは知恵を絞っていかなければならないと、そういった研修会に参加して思ったわけでありまして。

この指定管理者制度というのは、子供や社会的弱者が安心して利用できて、そして安定した運営がされ、そして継続的に専門性を持つ職員が配置されることが大切であります。今の愛西市の指定管理者制度にも大変それらの課題を感じており、このままでよいかなというふうに思っておりますので、3点ほど述べさせていただきたいと思っております。

福祉サービスにおいては、やはり地域の力、地域の助け合いということが必要な場合がありますので、やはり指定管理者制度を導入するに当たり、選定業者を市内の業者に絞るとか、尾張地域に絞るとか、地域の事情をよく知った人にやってもらうという工夫も必要であろうということをお考えをいたします。

そして2番目に、委員会でも質問いたしました。人件費の問題であります。市職員については年齢ごとに給料がアップしてまいりますが、指定管理者の職員はそうではなく、委員会の答弁では、指定管理業者が人件費に見合った人を本社から連れてきて配置すればよいといった趣旨の答弁がありました。業者はそのような大きな企業ばかりではありませんし、それでは継続的な専門性を持った職員を配置し続けることはできず、今の愛西市の指定管理者制度で運営されている施設というのは、レベルの低下をせざるを得ない状況だと、私はその答弁を聞いておりました。

そして2つ目は、プロポーザル方式の課題です。プロポーザルの契約は、複数の業者から市がつくった目的、仕様書に合致した企画を提案してもらい、その中から企画提案能力のある者

を選ぶ、それがプロポーザル方式です。つまり目的の実現方法を競うわけですので、今までの業者の運営手法が引き継がれるのではなく、最小限の事務的引継ぎになるのがプロポーザル方式です。

市職員にとって、今までの業者のプレゼンテーションというのは、市職員が聞いても目新しさを感じられない。そして、日々変わる福祉事業の役割の詳しい委員が必要なため、指定管理者選定委員というのは、有識者、そして公益団体の代表、そして利用者で構成され、公平で知識のある委員で選定されるのが指定管理者制度、福祉系の指定管理者の選定の原則であろうということであります。

ここで一つの提案は、プレゼンのうまさで左右されやすいこのプロポーザル方式ですので、福祉系の選定は、今まで指定管理を担ってきた業者に対しては事業評価項目を設けて、プラスマイナスの評価を入れることを提案いたします。

そして、今回委託事業がプロポーザルで選定され、3年の債務負担行為が上がっています。指定管理者制度と同様の方式で実施されるということでありましたが、選定の委員が全員市の職員であるのは、福祉系のプロポーザル選定、福祉系の委託事業でのプロポーザル選定で、今回債務負担行為で上げられている事業のみであります。福祉事業は毎年その役割が変わり、他の自治体の取組に対する知識を持つ有識者による選定が重要であります。

今後におきましては、専門家を含めた委員での選定にすることを求めたいと思います。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第67号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について、反対討論を行います。

今回の一般会計補正予算に関しては、来年度入学予定の障害のある児童・生徒のために学校を改修することや、学校、公共施設などの光熱費高騰による予算の増額、また産地パワーアップ事業など、そうした点については必要なことだと考えますが、議案第64号から65号にありましたとおり、指定管理に関する債務負担行為が入っております。この点については指定管理の答申に関するものであり、賛成することはできません。

以上の点から、今回の議案第67号には反対をいたします。

○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

最初に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

議案第67号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について、賛成の立場で討論します。

主な事業内容として、民生費関係では、社会福祉総務費で障害をお持ちの方やお子さんが自

立した日常生活を送るため、障害者地域生活支援事業の利用者数、利用料の増加、児童措置費で保育所や認定こども園などの保育施設、市内11園に支給される給付の増額に伴う施設型給付費、また利用者の増加に伴い認可外保育施設等利用料等、それぞれ市民生活の安定持続のため増額をしています。

農林水産業費関係では、農業振興費で産地の競争力向上のため、県の産地戦略に基づく産地パワーアップ事業費補助金を増額し、また環境保全に効果の高い営農活動に対して農業保全型農業直接支払交付金を計上しています。

こうした点からも、今補正予算が市民の生活の向上につながるものと認め、賛成といたします。

#### ○議長（近藤 武君）

次に、3番・中村文武議員、どうぞ。

#### ○3番（中村文武君）

それでは、議案第67号補正予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

この令和6年度12月補正予算は、施設型給付金などの子育て支援予算や、産業振興では産地パワーアップ事業等による生産性の向上、またやむを得ない支出として電気代高騰による指定管理料の上昇やその他人件費の支出などの予算も組み込まれております。

この予算は、主に産業振興を進められるとともに、多くの市民サービスを安定的に安心してサービスをお届けする事業が含まれている、こういう予算につきまして反対など到底考えることは私にはできません。

特に金額の変更が大きかった電気代の高騰につきまして、いろいろ審査、調査させていただき、これはやむを得ないというところがやっぱりあります。なので、積算根拠など、もしくは余ったら返還することについては、しっかりと基準どおりやられるということが確認できました。また、その後の調査で、体育施設の利用の場合、特に学校体育館の電気代は学校費に戻入されるということで適切に運営されているんだなということも知ることができました。

しかし一方で、市民にとってこの電気代がどれだけ学校の体育館で使われていて、どれだけ社会体育施設なのかというところがまだ見えていないところでもありますので、この辺ももう少し私としては確認していきたいなというふうに考えております。

また、一般質問におきまして、学校の修繕等もしっかりと要望しておりましたので、そのときも言いましたけれども、今年度予算の使い切りでありますとか、本来であればこの12月補正でしっかりと学校等の要望を聞いてあげるべきだなという意見を持っております。

その中で、やはり道の駅の予算等で財政が圧迫されているのではないかというような心配も私は一定しておりますけれども、その辺も後ほどお話をさせていただきますが、そういった点も考慮しておりますけれども、賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

また、我々の会派、拓く愛西の未来としましても、この予算を可決させまして、執行部には市民の皆様へ安全・安心に生活していただくために、しっかりと確実に執行していただくことをお願い申し上げて、賛成の立場で討論させていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、14番・佐藤信男議員、どうぞ。

○14番（佐藤信男君）

議案第67号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について、賛成の立場で討論をします。

今回の補正予算ですが、まず債務負担行為補正については、佐屋老人福祉センター、佐織総合福祉センター、中央図書館の各指定管理料、またファミリー・サポート・センター事業の委託料が行われていますが、今後も引き続き適切な指定管理及び事業委託が進められることをお願いいたします。

次に、歳出に関しましては、巡回バスの利便性がいつも話題に上がりますが、今回はバス停の増設やコースの一部変更であり、利便性向上のためであると理解をいたしました。

次に、基金費の積立金の金額の関係ですが、財政調整基金や公共事業整備基金に関しては積立てに関するルールが一部あるようですが、今後、数ある小・中学校の大規模改修や新築の費用で膨大な経費の必要性を考慮すれば、それぞれの基金の目標額に向かい、基金の増額を進めるべきだと考えます。

次に、教育費で小学校・中学校の施設修繕の工事関係ですが、各学校のその都度状況対応もあり、適宜・適切に対応されており、今後も児童・生徒に思いやりのある寄り添った対応をしていただきたいと考えます。

ほかにも補正項目ありますが、いずれの内容も市の事務事業の推進のために必要なことであり、賛成といたします。

以上、賛成討論といたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第67号を採決いたします。

議案第67号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第68号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第15・議案第68号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

次に、議案第68号を採決いたします。

議案第68号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第69号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第16・議案第69号：令和6年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

次に、議案第69号を採決いたします。

議案第69号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第70号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第17・議案第70号：令和6年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

次に、議案第70号を採決いたします。

議案第70号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第71号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第18・議案第71号：令和6年度愛西市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

次に、議案第71号を採決いたします。

議案第71号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第72号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第19・議案第72号：観光拠点施設建築工事請負契約の締結についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

○6番（山田門左エ門君）

議案第72号に反対の立場で討論いたします。

観光拠点施設建築工事は、いわゆる鵜戸川の東側に展開する都市公園であります。この周辺には住民は住んでいません。本来、都市公園は住宅街の中に造り、日常的に公園を利用するものです。田んぼの中に多額の費用をかけて広大な公園を造るものではありません。50億円もかけて立田道の駅を再整備するよりも、老朽化した学校や災害対策を優先すべきであります。

したがって、この議案には反対です。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第72号：観光拠点施設建築工事請負契約の締結について、反対の立場で討論いたします。

この観光拠点施設建築工事については、50億円の巨額な投資の道の駅周辺整備工事の内容に含まれるものであります。この観光拠点施設建築工事の請負契約については反対であります。

新しい都市公園の中に設置する観光拠点施設を8億9,100万円で建築する請負契約の締結をする内容となります。施設に5億円ほど、ステージに3,000万円、トイレに500万円、あずまやに300万円、周辺整備に2億3,000万など多額な工事となっているのが問題であります。

高額な9億円の投資をするということになりますが、市の収入は10年で4,000万円、1年で400万円を見込んでいます。割り返すと225年分となる投資をするのであります。この400万円だけで賄われるというものではないにしても、将来負担を非常に市民がたくさん負わなければならないようになります。

以上の点で、この多額な建築工事について凍結、事業計画を見直すことを求め、反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許します。

3 番・中村文武議員、どうぞ。

○3 番（中村文武君）

それでは、議案第72号：観光拠点施設建築工事請負契約の締結について、賛成の意見を言わせていただきます。

先ほど反対の議論も多数ございましたけれども、これまでいろんな投資をこの道の駅及び都市公園でしておりまして、一旦ここで凍結になりますと、今までもらった補助金ですとか、合併特例債の分を返還しなければいけないと。ニュースでも出ておりますけれども、豊橋のアリーナ中止ということで県が返還をするようにというふうなお話もあります。こういったことは、逆に市のサンクコストといいまして、埋没しちゃうコストになりまして、市民にとって、市にとっても不利益になるということは、現時点での中止・凍結は意味のないことであるということをご冒頭述べさせていただきたいと思います。

また、この合併特例債という制度、先ほども言いましたけれども、支出の7割、後ほど交付金で負担されるというふうな今の日本の財政制度でございます。我々が、私が職員だったときも、いかに国から予算を取ってくるかというのは職員の仕事であり、政治家の仕事でもあるかなというふうには思っております。こういった点は一定評価させていただきまして、やはりいかに市のために上手に予算を使うかということが必要ではないかなというふうに考えております。

実際、この議案につきまして委員会のほうでも審査させていただきました。この議案につきまして一回入札が不調になっておりまして、その間の見直しであるとか、物価・人件費の高騰から予定価格をもう一回上げ直したというふうなこと、また9月議会のほうで予算取りの枠からしっかりと精査していただきまして、精査後の予定価格及び落札価格におきまして、およそ1,800万程度の差額ができたことについては評価させていただきたいと思ひますし、地元企業が一部JVということで落札したことも、雇用の面等からも一定評価していいんじゃないかなというふうには考えております。

また、辞退者や入札者の少なさについては、確認はさせていただきましたが、やはり業者のほうの意向なので分からないというふうなことは、やむを得ない点もあるかとは思ひますけれども、今後も多くの事業者が適切に競争して入札していただくことも大事なことでありますので、大きな金額の場合は、予定価格の非公開も検討することを御意見したいと思ひます。

また、この道の駅及び都市公園整備事業につきまして、批判も多くあるかと思ひます。これは本当に恐縮なんですけど、小生が議員になる前に予算が認められたこともあり、先ほども繰り返しになりますが、現時点で中止することはこれまでの経費が無駄になりますので、そういったことから市にとってはメリットはないんじゃないかなというふうに思っております。

一方で、多くの方、多くの市民が思っているこの道の駅のおかげで、一般会計なり、ほかのサービスが圧迫されているんじゃないかなというふうな疑念もあるかと思ひます。そういったことから、予算の使い方、財政運営について、1点御意見を述べさせていただきたいと思ひます。

います。

今、一般会計で多くの道の駅の予算を支出していると思いますけれども、愛西市、基金がたくさんございます。財政調整基金53億2,971万5,331円、公共施設整備基金75億7,017万5,635円、またほかに、ふるさと事業推進基金11億6,890万3,145円、地域づくり振興基金28億4,670万円、こんなにたくさんの基金がございます。こういった基金から全て道の駅に投資して、しっかりと一般会計は使っていただくということも必要じゃないかと考えております。

そして、この基金につきまして、物価高でありますので、このまま放置すれば、代わりに私計算しました。3年で2%の物価高が連続で起こりますと、一般会計の積立基金が合わせると174億4,412万2,468円あるんですけれども、単純に2%の物価高が3年続きますと、実際の価値が164億1,826万8,514円と約10億円も価値が目減りしていくという現状が恐らく予想されます。こういったことも含めまして、しっかりと基金を使い、一般会計を残すというようなこと、市民サービスに純粋に使うというようなことの視点も含めまして、しっかりと御意見させていただき、執行部、総務部、財政課等、どのように考えるのでしょうかということも1点お伝えしておきたいなというふうに思っております。

最後になりますけれども、またこの観光拠点整備のところ、屋外ステージのところを当初設計から位置がどのように設計変更されて現在の位置に移されたかということも、少し委員会で聞くのを忘れてしまいました、その費用がどういったものになるか、また私の委員会でのいろんな意見が、協議する中でどういうふうになっていくのかということも今後しっかりと聞いてチェックしていきながら、今後の対応をしっかりといただくよう一言申し上げて、私の賛成討論といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第72号を採決いたします。

議案第72号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第20・議案第73号（討論・採決）

#### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第20・議案第73号：道の駅再整備工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

最初に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

#### ○6番（山田門左エ門君）

議案第73号、反対の立場で討論いたします。

道の駅再整備工事請負金額が110万円減額となり、契約を変更するための議案であります、金額が減少すればいいというものではなく、道の駅再整備工事の投資額50億円について反対しているので、本議案に反対いたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第73号：道の駅再整備工事請負契約の変更契約の締結について、反対の立場で討論します。

50億円の巨額投資の道の駅の周辺工事の再整備工事請負契約の変更契約になりますので、反対であります。

道の駅再整備工事11億3,300万円を110万円減額し、11億3,190万円に変更する請負契約となりますが、内容は照明器具の変更やサインの見直しなど、減額されるとはいえ、11億を超える巨額の投資をすることになります。市の収入は10年で4,000万、1年で400万を見込むとなりますと、割り返すと283年分となるのがこの11億円であります。将来負担を市民が負わなければならないということは明確であるのではないのでしょうか。

また、全体で50億の道の駅周辺整備には、市の収入は10年で4,000万、1年で400万を見込むとすると1,250年分となります。異常なこの投資、巨額な投資になっているのではないのでしょうか。この道の駅周辺整備事業は、どれだけ将来負担を市民が負わなければならないのか、将来の愛西市にとってマイナスとなることは明らかではないのでしょうか。

以上の点で、多額な整備工事について反対であり、凍結、事業計画を見直すことを求めます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第73号を採決いたします。

議案第73号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第74号から日程第24・議案第77号まで（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第21・議案第74号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから日程第24・議案第77号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（西川 稔君）

それでは、本日市長名で提出しました議案第74号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第75号：愛西市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第76号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第77号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正についての4議案について、一括で御説明させていただきます。

提案理由としましては、令和6年8月8日出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職員の給料月額並びに議会の議員、特別職及び一般職員等の期末手当等を改定する必要があるからです。

改正の内容としましては、議案第74号では議会の議員、議案第75号では市長及び副市長、議案第76号では教育長の期末手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げ、議案第77号では一般職員の給料月額を引き上げ、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数を一般職員は0.05月ずつ、定年前再任用短時間勤務職員は0.025月ずつ、パートタイム・会計年度任用職員は期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数を0.05月ずつ、特定任期付職員は期末手当を0.05月引き上げるものです。

この改正による概要につきましては議案第77号資料3に、改正による一般職員の影響額につきましては議案第77号資料4に記載してございます。これらの改正条例の施行期日につきましては、一部の規定を除き公布の日です。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤 武君）

ここで精読時間を設けるため、休憩を取らせていただきます。まず10分ぐらいでよろしいですかね。

それでは、10分後の11時35分まで休憩を取らせていただきます。

午前11時26分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（近藤 武君）

会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第78号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

日程にあります日程第25を先に進めさせていただきます。

議案第78号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第78号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明

いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,968万5,000円を追加し、総額を302億9,623万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、私のほうから御説明いたします。

6ページ、7ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠追加）として2億175万円を計上いたしました。

なお、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で、本補正予算の財源として1億9,793万5,000円を計上しております。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出につきましては担当部長より御説明いたします。

初めに、企画政策部長より御説明申し上げます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、人件費の補正について御説明いたします。

今回の人件費の補正につきましては、令和6年の人事院勧告によるものです。

一般会計補正予算書の20ページの給与費明細書により御説明させていただきます。

特別職の期末手当及び共済費については、令和6年人事院勧告を踏まえ、支給月数が0.05月分引上げとなったことによる影響で18万5,000円の増額、議員については42万2,000円の増額となりました。

次に、21ページが一般職員に関係するものです。

各課におきましては、給料、職員手当及び共済費で増額が生じております。給料で6,347万8,000円の増、職員手当で5,069万9,000円の増、そして共済費で860万円の増、合わせまして1億2,277万7,000円の増額となりました。

なお、職員手当のうち時間外勤務手当の200万9,000円につきましては、低所得世帯給付金事業に伴う増額分になります。増額の要因としましては、給料表の給料月額引き上げ、期末手当及び勤勉手当の支給月数がそれぞれ0.05月ずつ引き上げられたことが影響しております。また、給与費明細書に記載はありませんが、退職手当組合負担金についても965万2,000円の増額が生じております。一般職職員全体の人事院勧告に伴う影響額は、議案第77号資料4のとおりです。

次に、22ページが会計年度任用職員に関係するものです。

各課におきまして、報酬、職員手当及び共済費で増額が生じております。報酬で3,630万2,000円の増、職員手当で1,351万円の増、そして共済費で127万5,000円の増、合わせまして5,108万7,000円の増額となりました。増額の要因としましては、報酬月額の引き上げ、期末手当及び勤勉手当の支給月数がそれぞれ0.05月ずつ引き上げられたことが影響しております。

その他の会計につきましては、それぞれの予算書に給与費明細書を記載してございます。これらの会計の増額は、一般会計と同様の要因であり、これを補正するものであります。

人件費補正の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

次は、保険福祉部長より御説明申し上げます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

私からは、保険福祉部所管に関するものにつきまして御説明申し上げます。

補正予算書10ページ、11ページを御覧ください。

2款総務費、10項物価高騰対応重点支援費、5目低所得世帯支援給付金事業費の2億175万円は、低所得世帯を対象に低所得世帯支援給付金を1世帯当たり3万円、こども加算として子供1人当たり2万円を支給するものです。

主な内訳として、扶助費で低所得世帯支援給付金1億8,600万円のほか、役務費で郵便料などの経費として203万円、委託料でシステム改修等委託料、給付関連事業委託料などとして919万8,000円を計上しました。

なお、これに伴う歳入として、全額国庫補助金を計上しています。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、負担金、補助及び交付金でシルバー人材センター補助金として人事院勧告の影響により194万6,000円を計上しました。

以上、よろしくお願いいたします。

次は、産業建設部長より御説明申し上げます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、産業建設部所管に関するものについて御説明をいたします。

補正予算書14ページ、15ページを御覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農業土木費で、人事院勧告に伴い、土地改良区補助金264万1,000円を増額いたしました。

次に、補正予算書16ページ、17ページを御覧ください。

7款商工費、1項商工費、4目観光振興費で、同じく人事院勧告に伴い、観光協会補助金67万8,000円を増額いたしました。

以上で、令和6年度愛西市一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第79号及び日程第27・議案第80号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第26・議案第79号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）及び日程第27・議案第80号：令和6年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）を一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

議案第79号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281万3,000円を追加し、予算の総額を64億7,294万円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157万7,000円を追加し、予算の総額を1億288万1,000円とするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

続きまして、議案第80号：令和6年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ614万3,000円追加し、予算の総額を62億7,961万4,000円とするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

両議案とも補正の内容としましては、人事院勧告に伴う人件費補正でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第28・議案第81号及び日程第29・議案第82号（提案説明）

##### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第28・議案第81号：令和6年度愛西市水道事業会計補正予算（第3号）及び日程第29・議案第82号：令和6年度愛西市下水道事業会計補正予算（第4号）を一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（山田英穂君）

それでは、議案第81号：令和6年度愛西市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

第1条、令和6年度愛西市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度愛西市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額223万3,000円、計5億1,872万6,000円。

第3条では、予算第4条本文括弧書中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額及びその補填額の内訳を改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款資本的支出、補正予定額87万5,000円、計5億1,427万7,000円。

第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額310万8,000円、計8,649万2,000円とするものです。

本日提出、市長名でございます。

続きまして、議案第82号：令和6年度愛西市下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

第1条、令和6年度愛西市下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度愛西市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益、補正予定額180万5,000円、計18億6,211万円。

支出、第1款下水道事業費用、補正予定額271万円、計18億1,945万1,000円。

第3条では、予算第4条本文括弧書中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額及びその補填額の内訳を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、補正予定額101万円、計20億706万4,000円。

支出、第1款資本的支出、補正予定額212万円、計23億9,708万6,000円。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額483万円、計1億1,990万3,000円。

第5条では、予算第9条中の他会計からの補助金「8億390万2,000円」を「8億671万7,000円」に改めるものです。

本日提出、市長名でございます。

両議案とも補正の内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費補正でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤 武君）

ここで精読時間、またお昼の休憩を取らせていただきます。再開は12時50分といたします。

〔「精読時間があるで1時じゃないの」の声あり〕

5分、ちょっと余分に取りました。すみません、よろしくお願いします。

午前11時44分 休憩

午後0時50分 再開

○議長（近藤 武君）

お昼の休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第74号から日程第24・議案第77号まで（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、議案第74号から議案第77号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

河合議員。

○4番（河合克平君）

では、議案第74号から議案第77号までの分について一括して質問させていただきます。

まず、議案第74、75、76について、議長、副議長、議員、市長、副市長、教育長のそれぞれの期末手当の増額分は幾らか。また、その合計額は幾らか、教えてください。

以前から市長など常勤の特別職の給与や議員の報酬や手当については報酬審議会へ諮問を行うよう求めてきたところではありますが、今回の期末手当については報酬審議会に諮問は行ったのか、教えてください。

続いて、職員の第77号について質問します。

この77号について、今回人事院勧告ということではありますが、人事院勧告は様々多岐にわたっておりますけれども、今回の条例改正の内容について、概要と変更される状況等があれば教えてください。

また、今回の金額について差額が発生するかと思いますけれども、これはいつ頃支払われるのか。差額、多分確認ですが、今年の4月まで遡って支給がされる予定かというふうに思いますが、差額はいつ支給されるのか、教えてください。

また、予定されるラスパイレス指数について分かれば教えてください。従前、今年度6年になりますが、5年との比較について確認をさせてください。

また、給料表については、それぞれの給料表があると思いますが、それぞれの人たち、どの給料表で何人ということまで教えていただきたいと思います。

今回大幅な値上げがされる予定だというふうに考えますが、値上げ幅が2万5,000円以上の人たち、また2万円から2万5,000円の人たち、2万円から1万円の人数、1万円からゼロ円までの人数と、それぞれの人数とまた年代、何歳の年代の方が何人というところまで分かれば教えてください。

また、会計年度任用職員ですが、これは遡ることになるのかならないのか。遡る理由と対象の人数を教えてください。

値上げがされる対象者の月平均値上げ額について、お伺いをします。一般職の時給の方の最低と最高についても併せて教えてください。

さらに、今回の値上げについては約2億円ほどの値上げになっていくわけですが、毎年毎年これから2億円の値上げをするということになると非常に財源が問題になってくると思いますが、地方交付税にどのような形でその2億円というのは反映されてくるのか、それについても併せて教えてください。

以上、よろしくお願いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

初めに、市長、副市長、教育長、議長、副議長、議員の期末手当の増額の総額についてお答えさせていただきます。

市長が6万7,860円の増、副市長が5万6,187円の増、教育長が4万9,010円の増、議長が3万420円の増、副議長が2万7,300円の増、議員が1人当たり2万4,300円の増となり、総額は59万5,277円の増額となります。

続きまして、期末手当の値上げについて報酬審へ諮問を行ったかについてお答えさせていただきます。

愛西市特別職報酬等審議会条例第2条に、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について審議会の意見を聞くものと定められており、議員の報酬及び特別職の給料について諮問させていただきました。また、審議会において、議員及び特別職の期末手当の支給月数についても意見をいただいております。答申書の附帯意見にも支給月数を0.05月とすることが妥当であると判断をいただいております。

続きまして、愛西市職員の給与に関する条例の変更される概要についてお答えさせていただきます。

主な変更点として、令和6年8月8日に出されました人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告等に鑑み、給料表を国の俸給表に基づき改定し、期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げるものです。また、会計年度任用職員についても同様の改定を行うものです。

続きまして、差額の支払い時期についてです。12月27日に支払いを予定しております。

予定されるラスパイレス指数についてです。人事院勧告後の国家公務員の給与水準の資料が公表されておきませんので、ただいま算出はできません。

ラスパイレス指数の過年度との比較についてです。令和6年度は公表されておきません。令和5年度は97.5、令和4年度は98.0、令和3年度も98.0です。

続きまして、485人のうちそれぞれの対象人数はということで、一般職員の対象人数は492人に再任用職員5人を加えた497人となります。その内訳として、別表1．一般行政職等が485人、別表2．単純労務職が11人、別表3．医師職1人です。

続きまして、2万5,000円以上、2万円から2万5,000、1万円から2万円、1万円未満の人数と、それぞれの年代の人数です。

まずは、各金額の人数、総数をお答えさせていただきます。

5,000円未満、204人、5,000円から1万円、42人、1万円から1万5,000円が28人、1万5,000円から2万円が82人、2万円から2万5,000円が130人、2万5,000円以上が11人です。

年代別にお答えさせていただきます。

10代が、2万から2万5,000円が1人。

20代、1万5,000円から2万円が15人、2万円から2万5,000円が124人、2万5,000円以上が11人。

30代、5,000円未満が1人、5,000円から1万円が24人、1万円から1万5,000円が24人、1万5,000円から2万円が60人、2万円から2万5,000円が5人。

40代です。5,000円未満が97人、5,000円から1万円が7人、1万円から1万5,000円が3人、1万5,000円から2万円が1人。

50代です。5,000円未満が98人、5,000円から1万円が11人、1万円から1万5,000円が1人、1万5,000円から2万円が6人。

60代です。5,000円未満が8人です。

続きまして、会計年度任用職員について遡る理由と対象人数です。

会計年度任用職員について、昨年同様に遡って差額を支給します。遡る理由について、会計年度任用職員についても一般職員同様の取扱いを行うべきと考えております。対象人数は266人です。

続きまして、対象者の月平均値上げ額と一般事務職の時間給の最低と最高です。

月平均値上げ額は、月平均1万2,000円ほどです。時間給の最低と最高については、最低金

額は1,195円、最高金額は2,695円です。以上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

私からは交付税措置の関係でございますけれども、普通交付税の基準財政需要額の算定費目に給与改定費が創設されることとなっております。以上でございます。

○4番（河合克平君）

交付税措置については、給与改定費と別枠の包括ではなくて、個別の算定がされるということだという理解でいいでしょうか。お願いします。それは令和6年からなのか令和7年からなのか、教えてください。

また、今回値上げがされるということで提案がされておりますが、他市町で今回の手当てを見送ったというような話はあるのでしょうか。国、また大臣はどうするかということについてはいかがでしょうか、教えてください。以上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

交付税の算定費目につきましては、個別に今年度創設されるとなっております。以上でございます。

○企画政策部長（西川 稔君）

他市町の状況ですが、全てが12月に上程されるとは限っておりません。以上です。

〔「漏れ漏れ、大臣、国」の声あり〕

○人事課長（加藤貴也君）

大臣等が今回の人事院勧告で見送ったというのはありますけれども、市の職員に関して、そういう考えはございません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（近藤 武君）

次に、原裕司議員。

○13番（原 裕司君）

それでは、77号の資料3の2ページ、3ページのところを中心にお伺いをしたいと思います。

この中で別表というところに出ておるわけなんですけれども、この中で民間企業との差額が、ここに数字に書いてありますけれども、約1万1,183円違っておるということなんですけれども、それを是正するということで、今回行政職のほうの、ここに書いてある初任給及び若年層の層を重点的に上げるということで平均は3%上げるというお話があったんですけど、ここで初任給の部分が従来は幾らで、今回上げると幾らになって、若年層ということで、若年層はどの辺の範囲までのものを重点的に手厚く上げているかという、特に初任給ですと高校出、あるいは大学出の範囲で幾ら上がるかということと、今の重点的に手厚くすることであれば、5年、10年という状況で若手層というのがあるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の範囲の数字をお答えいただきたいと思います。

○人事課長（加藤貴也君）

初任給についてでございますけれども、高卒ですと1級5号、16万6,600円が18万8,000円、

2万1,400円の増。短大卒になりますと1級15号、17万9,100円、こちらが20万4,400円となりまして2万5,300円の増。大学卒になりますと1級25号になりまして、19万6,200円が22万ちょうどで2万3,800円の増というふうになっております。

あと、若年層のほうがどのような感じで上昇しているかということですが、まず国のほうで1級で11.1%、2級で7.6%、3級で3.1%、4級で1.3%、5級で1.2%、6級で1.2%、7級で1.2%、これは役職が上がるほど数字が大きくなるものになりますので、1級のいわゆる私どもでいう主事級の者が11.1と、一番割合が多くなっております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第78号（質疑）

○議長（近藤 武君）

これから補正予算の審議に入りますが、質疑におきましては愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。予算審議でありますので、予算書のページ数及び款項目を示してから、発言をする際は議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

次に、議案第78号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

では、議案第78号の愛西市一般会計補正予算について確認をいたします。

まず今回の件でいうと、それぞれ物価高騰支援給付金について確認をします。

ページ数が10ページ、11ページの2款10項5目の低所得世帯支援給付金事業費について確認をいたします。

まず、これについてですが、支給がされるスケジュールまたはどのような形で支給がされるのか、教えてください。

事業費については、事前資料で1,600万ということで確認がありましたが、ここに一応細かく載っておりますから大体分かりますけれども、説明をお願いします。

あと、非課税世帯に準ずる世帯に関しての給付は今回行うのか行わないのか、また家計急変して昨年と比べると収入が大きく減っている人について行うのか行わないのか、確認させてください。

また、世帯主以外にこの給付金を受け取ることができるのか。受け取ることができるのであれば、その方法等について教えてください。この給付金については、生活保護世帯の収入認定

から除外をするのかどうか、教えてください。

続いて、3款1項2目老人福祉費、シルバー人材センター194万6,000円についての補助金の増ということで、これについては詳細を教えてください。人数、そのほか金額について。

あわせて、6款1項5目農業土木費の土地改良区についても、264万1,000円について人数と計算の積算について教えてください。

続いて、16、17ページの7款1項4目観光振興費で補助金、観光協会67万8,000円についても人数と詳細を教えてください。よろしくお願いします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、順次御答弁をさせていただきます。

まず、給付の方法やスケジュールに関してです。

以前の物価高騰対応重点支援給付金において振込実績のある対象者には、支給日のお知らせを送付し支給します。改めて申請する必要はございません。転入者など振込実績のない対象者には、申請書等に必要事項を記入の上、提出してもらい、確認後、申請から30日を目安に支給をする予定です。支給日のお知らせは2月中旬から下旬に発送する予定です。支給については3月上旬を予定しております。申請期日は令和7年5月30日となります。

続いて、事務費の内訳です。時間外手当200万9,000円、事務消耗品16万2,000円、印刷製本費161万7,000円、郵便料122万8,000円、電話料12万円、振込手数料68万2,000円、システム改修等委託料234万6,000円、給付金対応事業委託料685万2,000円、複写機等の賃借料73万4,000円となります。

続いて、非課税世帯に準ずる世帯に対する給付はということですが、今回の重点支援地方交付金のうち低所得世帯への支援策は、低所得世帯支援事業、そして定額減税の不足額給付事業とあります。まずは低所得世帯への支給を速やかに行い、その他の物価高騰対応重点支援に関しては検討中です。よって、国の基準に基づき、住民税均等割のみ課税世帯等は対象といたしません。同様に家計急変世帯ですけれども、同様の理由で家計急変世帯への支給は考えておりません。

続いて、世帯主以外に受け取る方法ですが、給付金の支給対象者は世帯主となります。DV避難者等や離婚協議中など別居等事情がある場合で要件を満たしている世帯については、世帯主として取扱いを行います。生活保護の認定ですが、生活保護の収入認定はいたしません。以上です。

〔「まだまだ」の声あり〕

引き続き、シルバー人材センターの補助金の内訳です。

市から補助金で算定の人件費の5人分の人事院勧告分でございます。補正予算の項目の内容ですが、給与、地域手当、期末・勤勉手当、健康保険、介護保険、厚生年金、厚生保険等の掛金となります。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、まず土地改良区補助金の関係でございます。

土地改良区の補助金ですが、こちらは正規職員が6名、臨時職員が4名の者で土地改良の事務のほうを担っておるところでございますが、今回の人事院勧告により当初予定をしております金額では不足するため、264万1,000円の補正のほうをお願いするものでございます。

続きまして観光協会でございますが、こちらにつきましては正規職員2名、あと臨時職員2名の4名で観光協会の事務のほうを担っていただいております。こちらにつきましても、人事院勧告に伴いまして当初予定しておった補助金で不足するため、この金額について67万8,000円について補正のほうをお願いするものでございます。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

では、再質問いたしますが、事務費の1,600万円の中で給付関連業務委託料600万円について詳細を教えてください。

また、シルバー人材センター、土地改良区、観光協会については人件費補助を行いますけど、そのほかに人件費補助は、商工会さんとか、社会福祉協議会さんとか、そういったところに対する人件費補助は今回なしでいいんですか。それについて確認をさせてください。

あと、令和6年度の所得というか、課税状況ということになるので、令和5年の収入、所得の状況によって令和6年度課税するわけですが、令和5年は例えば申告をしていなかったとか、申告を遅れてしまって令和6年度に現状まだ間に合っていないですとか、そういう方もいらっしゃると思うんですけれども、その潜在的な非課税になる方についてはどのような取扱いになるのか、教えてください。

以上、3点お願いします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

まず、給付金対応事業の委託料の事業内容から答弁させていただきます。

給付金関連事業委託料については、受付、コールセンターの業務を4人で4か月で積算をしております。以上です。

#### ○社会福祉課長（水野裕公君）

先ほどの申告の件ですが、期間内に申告の写しを出してもらえれば、それに対応させていただきます。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

今回補正をしない団体におきましては、令和6年度において各団体の運営の中で対応ができるため、団体で補填することが可能であることから補正予算を要しないものでございます。以上でございます。

#### ○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

中村文武議員。

#### ○3番（中村文武君）

それでは、78号補正予算につきましてお伺いしたいと思います。

ページ数、12ページ、13ページのところで3款民生費、社会福祉費の18節の負担金、補助及び交付金のところで、シルバー人材の補助金のことでお伺いしたいと思います。

先ほど答弁で少し分かったんですけれども、実際シルバーで働いている方から、私らは最低賃金以下で働いて職員はまた上がるのかみたいな議論にちょっとなりかねないのかなとも思ったので、実際労働者というか、シルバー人材の方の部分はこの手当ての中で、負担金の中で確保されないのか、一応念のため確認したいなと思います。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

シルバー人材センターは、国からの補助金、それから事務手数料、それから補助金の3種類で運営を行っております。今回、市のほうで行う分は補助金の分でございます。シルバー人材センターの人件費は市の職員に準じて行っておりますので、その他はシルバー人材センターのほうで対応していただけるものと考えております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第79号及び日程第27・議案第80号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、議案第79号及び議案第80号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第81号及び日程第29・議案第82号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、議案第81号及び議案第82号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・委員会付託の省略について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第30・委員会付託の省略についてを議題といたします。

議案第74号から議案第82号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会へ

の付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第74号から議案第82号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第74号から日程第34・議案第77号まで（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第31・議案第74号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから日程第34・議案第77号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正についてまでを一括議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

では、一括ということですが、私のほうからは議案第74号から議案第76号までについて、反対の立場で討論いたします。

今回国においても国家公務員の給与は引き上げて、首相や官僚らへの給与は据え置くということで、その理由については、物価上昇や賃金の動向といった経済状況を総合的に勘案し、国民の広い理解を得ることが重要だという観点から据え置くことにしたということで、林官房長官は述べているところでもあります。

そういったことを考えるなら、国のトップがそのような形で考えているのに、我々の市のトップや、またその市の執行についての決議をする議員の期末手当について値上げをするということについて、いかななものなのかということを感じるわけです。そういった点では、やはり市の人事院勧告というものは出ますけれども、市の状況、市民の状況に応じて、この勧告についての検討をしっかりと行い、今回の値上げということではなくて、据え置くということをしつかりとすべきではないかということを考え、反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

原裕司議員。

○13番（原 裕司君）

それでは、議案第77号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど初任給の単価のベースアップ、そういったものも聞かせていただきました。特に公務員へなりたい方がどんどん減ってきて民間のほうへ流れていくということと、当然働く新卒の方も少子化によって人材の確保がなかなか難しい状況の中で、優秀な人材をやはり確保することが、ひいては市民の方たちの市民サービスにつながるということが第1点であります。

それと、やはり公務員の給与が上がることによって、中小企業等の賃金についてもやはり見直しが進められるということで、全体的に労働者の労働意欲が増してくるというようなことも加味されますので、賛成といたします。

○議長（近藤 武君）

他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

では、一括ということですが、議案第77号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

質問する中で、やはり10代、20代、30代、40代、特に10代、20代については2万円を超えるような値上げが多人数行われるということであるとか、若年層に対して支払い、給与の状況が分かってきたと、そのようにするという事になっています。

また、地方交付税については、個別の算定を今後行っていくということなので、より分かりやすくなるかと思うんですけども、そういう形で職員の給与に対して、しっかり国も含めて給与を上げていくということについて支援をしているということもありますので、そういった点では物価高騰の状況もありますので、職員に対する給料については、値上げをすることは賛成といたします。

ただ、50代、60代の方は申し訳ないですけど、値上げ幅があまりよくない。5,000円までで98人ですから、あまりないということですので、そういった点では本当に申し訳ない状況だとは思いますが、今後の若い職員たちのことを考えていただいて、少しでも協力していただければなあということをお願いして、賛成といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

中村文武議員。

○3番（中村文武君）

それでは、まず議案第74号につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど57号でもお伝えしましたとおり、やはり20代で政治家になった方が生活できず辞めていった事例もございます。我々若年層、そして77号でも、そのような国の流れもあるというこ

とですし、こういったことも踏まえて議員の成り手不足いろいろあるところもございますので、74号につきまして賛成します。

もし、政治についても一般論いろいろありますが、倫理観や美学として政治家はボランティアでなければならないというような話もちまたでは聞こえてきますけれども、それだけだったら一体誰がこの道に進むんだろうかというような疑問も浮かんでまいります。そういったこともしっかり手当てしていただいて、成り手不足等対応していただきたいと思います。74号につきましては以上です。

続きまして、77号につきましても、賛成の立場で討論させていただきます。

私も職員をやっております、特に若年者につきましては本当に給与が低く、残業代もそれに比例しますので、なかなか給与が上がらないというような実態もございました。今回1号給でも11%と大きく上げていただくような流れになってまいりましたし、愛西市におきましても、成り手不足、若い方は就職さえもなかなかできないというような実態もございますので、こういった形で初任給でも22万円を超えてくる、20万円を超えてくるというようなことにつきましては評価させていただきたいなと思います。

一方で、本当に職員の方というのは、私もそうでしたけど、安定してしっかりと給与が入ってきますし、本当に安定した生活がしっかりとできると思います。本当に給与がこれだけいただけるというのは、地元のため、地域のためにいかにして皆様の仕事を邁進していただくかというのが非常に大事な視点になってきますので、これからもしっかりと政治家の意見とか、上司の意見とかと聞くばかりでなく、私たちは一体どういうまちをつくりたいかという視点を持って、しっかりと市のため、地域のために働いていただくことを切にお願いしまして、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

#### ○議長（近藤 武君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第74号を採決いたします。

議案第74号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第75号を採決いたします。

議案第75号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第76号を採決いたします。

議案第76号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第77号を採決いたします。

議案第77号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・議案第78号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第35・議案第78号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第8号）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

議案第78号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第8号）についてですが、先ほど質疑の中でも明らかになりましたが、議長、副議長、市長、副市長、教育長の期末の増額が59万5,277円というのが含まれている予算になりますので、反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「なし」の声あり〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第78号を採決いたします。

議案第78号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第36・議案第79号及び日程第37・議案第80号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第36・議案第79号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

及び日程第37・議案第80号：令和6年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）を一括議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第79号を採決いたします。

議案第79号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第80号を採決いたします。

議案第80号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第38・議案第81号及び日程第39・議案第82号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第38・議案第81号：令和6年度愛西市水道事業会計補正予算（第3号）及び日程第39・議案第82号：令和6年度愛西市下水道事業会計補正予算（第4号）を一括議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第81号を採決いたします。

議案第81号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第82号を採決いたします。

議案第82号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第40・意見書案第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第40・意見書案第1号：定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務文教委員長（山岡幹雄君）

意見書案第1号の提案説明をさせていただきます。

意見書案第1号、愛西市議会議長・近藤武殿、総務文教委員会委員長・山岡幹雄。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものです。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書案につきましては、令和7年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう強く要望するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年12月23日、愛西市議会。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣宛てでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

##### ○議長（近藤 武君）

次に、意見書案第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、意見書案第1号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会の付託を省略いたします。

次に、意見書案第1号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

真野和久議員。

#### ○5番（真野和久君）

それでは、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、賛成討論を行います。

現在の今でも、学校の先生に関しては大変多忙でなかなか成り手がなくなっている状況であります。学校教育そのものが、家庭との関係もありまして、なかなか難しい状況にあるのは当然であるという状況にある中で、やはりしっかりと定数を改善し、教員を増やしていくことが大事です。小学校に関しては、今後小学校改革で専科の教員の採用などがやられるわけですが、中学校を含めて、やはり国際的にも遅れている少人数学級や学校規模の問題、課題など、学校規模などを改善していくためには、早急に教員の数を増やしていくことはやはり重要であると考えます。

また、義務教育費国庫負担制度についても、地方自治体の財力によって学校教育が格差があるということはやはり許されません。これまでのように、国庫負担率を2分の1に早期に復元をして、小・中学校の児童・生徒がしっかりと学べる環境をつくっていくことが重要だと思います。

9月議会では、残念ながら委員会で意見書として出すことができなかったわけですが、今回こういう形で意見書を出すことができることは大変喜ばしいと思います。

以上で賛成討論を終わります。

#### ○議長（近藤 武君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第41・意見書案第2号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第41・意見書案第2号：国の私学助成の拡充に関する意見書を議題といたします。
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務文教委員長（山岡幹雄君）

意見書案第2号の提案説明。

意見書案第2号、愛西市議会議長・近藤武殿、総務文教委員会委員長・山岡幹雄。

国の私学助成の拡充に関する意見書について。

国の私学助成の拡充に関する意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものです。

国の私学助成の拡充に関する意見書案につきましては、国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう国に強く要望するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年12月23日、愛西市議会。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤 武君）

次に、意見書案第2号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、意見書案第2号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会の付託を省略いたします。

次に、意見書案第2号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

真野和久議員。

○5番（真野和久君）

国の私学助成の拡充に関する意見書について、賛成討論を行います。

この意見書にもあるように、平成21年度からの私学の支援金によって、私学についても授業料免除が年収720万円まで拡大したことは大変喜ばしいことであります。しかし、公立高校の910万円未満とでは現在でも大きな格差があります。

さらに、今私立大学も含めて、日本は教育に関する支援が非常に少ない状況にあります。そうした中で、しっかりと私学助成に対してもさらに拡充をしていくことが大事だというふうに考えます。と同時に、やはり私学に対しても、公立校とともに教育を担っている私学に対して、現在の少子化の中でも安定的に経営ができるような支援をしていくことはやはり重要でもあります。

そうした点で、今回の私学助成に関する意見書を出すことは大変いいことだと思います。12月議会では、今議会ではぜひともこの意見書を通して国のほうに提案していただけるといいと思います。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（近藤 武君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第2号を採決いたします。

意見書案第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第42・意見書案第3号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第42・意見書案第3号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務文教委員長（山岡幹雄君）

意見書案第3号の提案説明。

意見書案第3号、愛西市議会議員・近藤武殿、総務文教委員会委員長・山岡幹雄。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書について。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものです。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書案につきましては、「教育の公平」を実現し、「私学選択の自由」を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを県に要望するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年12月23日、愛西市議会。

提出先は、愛知県知事宛てでございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（近藤 武君）

次に、意見書案第3号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、意見書案第3号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会の付託を省略いたします。

次に、意見書案第3号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

真野和久議員。

○5番（真野和久君）

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書について、賛成討論を行います。

意見書にもあるとおり、愛知県では私学助成運動が父母を含めた大きな運動によって先進的な支援を実現してまいりました。

現在では、先ほども言いましたが、年収720万円までの授業料の減免等が実現をされています。しかし、依然として公立高校との格差はあります。愛知県は、財政力においては日本の中でも一、二を争う力を持っています。一方で、愛知県が支出する教育費の支出の割合は、全国の中でも下位になっているという状況にもあります。

こうした愛知県の豊かな財政力を使って、国を頼らず、率先して私学の就学の環境をつくっていくことは重要だというふうに考えます。高校を受験する子供たちが、公立高校・私立高校を含めて自由に選択できる、そして豊かに学んでいけるような体制をつくっていくことが急務

です。そうした点でも、この意見書を採択することは非常に重要だと考えます。

この12月議会でぜひとも採択するよう求めて、賛成討論いたします。

○議長（近藤 武君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第3号を採決いたします。

意見書案第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第43・議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第43・議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題いたします。

議会運営委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第44・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第44・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題いたします。

議会広報特別委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に継続審査を要する旨の申出書が提出されました。

お諮りいたします。議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（近藤 武君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので許可いたします。

○市長（日永貴章君）

それでは、令和6年12月愛西市議会の閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、今議会に提案をいたしました各議案につきまして、慎重に御審議をいただき、また御議決を賜り誠にありがとうございました。これら議案につきましては、適切な運用に努めてまいります。

本日追加で御提案させていただきました補正予算などにつきましても、着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

また、一般質問、議案質疑などを通じいただきました御意見、御提案につきましては、今後の市政運営につなげてまいりたいと思っております。

今年も残すところ、あと僅かとなりました。愛知県下におきましては、今年も交通事故が多発しており、市内でも残念ながら交通死亡事故が発生をいたしております。さらに、市内では火災が多く発生をいたしております。特に何かと慌ただしい師走のこの時期は交通事故が多発する傾向にあり、また空気が乾燥し火災も発生しやすい時期でもあります。安全・安心なまち愛西の実現に向け、交通安全や防犯・防火に対する啓発にしっかりと努めてまいりたいと思っておりますので、議員各位におかれましても市民の皆様方にお声がけをいただき、新年を笑顔で迎えらるよう御協力をお願いしたいと思います。

年末を迎え、これからますます寒さも厳しくなっております。議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、よき新年をお迎えになられることを御祈念申し上げ、簡単ではございますが、閉会の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

これにて令和6年12月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後1時55分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会
議長

近藤 武

会議録署名議員
第14番議員

佐藤 信男

会議録署名議員
第15番議員

杉村 義仁